

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和37年8月1日から38年2月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。当該期間については、A社D出張所が37年7月末日で閉鎖となり、翌日付けで新設された同社C出張所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の元同僚の供述及び申立人の業務に関する具体的な記憶から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C出張所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は申立人がA社D出張所から同社C出張所に異動した際に生じた欠落期間であり、オンライン記録では、同時期に異動した申立人を含む8人全てに同じ欠落期間が認められるところ、このうち、連絡が取れた5人の元同僚は、「申立人を記憶している。申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」としている上、前記5人のうち4人は、「申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と供述しており、給与明細書を所持する元同僚から提供された給与明細書の写しにより、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されている

ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C出張所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社C出張所は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかしながら、当該事業所の新規適用年月日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む8人は、37年8月1日に適用事業所に該当しなくなった同社D出張所において資格を喪失しているが、前記の複数の同僚の供述から、申立期間は同社C出張所に勤務していたことが認められることから、同社C出張所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間において、申立人を厚生年金保険に加入させ、申立てどおりの届出を社会保険事務所に行い、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していた。」と回答しているものの、添付された書類からは、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、前記のとおり、A社C出張所は厚生年金保険の適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和37年8月1日から38年2月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。当該期間については、A社D出張所が37年7月末日で閉鎖となり、翌日付けで新設された同社C出張所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の元同僚の供述及び申立人の業務に関する具体的な記憶から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C出張所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は申立人がA社D出張所から同社C出張所に異動した際に生じた欠落期間であり、オンライン記録では、同時期に異動した申立人を含む8人全てに同じ欠落期間が認められるところ、このうち、連絡が取れた5人の元同僚は、「申立人を記憶している。申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」としている上、前記5人のうち4人は、「申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と供述しており、給与明細書を所持する元同僚から提供された給与明細書の写しにより、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されている

ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C出張所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社C出張所は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかしながら、当該事業所の新規適用年月日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む8人は、37年8月1日に適用事業所に該当しなくなった同社D出張所において資格を喪失しているが、前記の複数の同僚の供述から、申立期間は同社C出張所に勤務していたことが認められることから、同社C出張所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間において、申立人を厚生年金保険に加入させ、申立てどおりの届出を社会保険事務所に行い、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していた。」と回答しているものの、添付された書類からは、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、前記のとおり、A社C出張所は厚生年金保険の適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年2月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和37年8月1日から38年2月1日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落していることが判明した。当該期間については、A社D出張所が37年7月末日で閉鎖となり、翌日付けで新設された同社C出張所に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、複数の元同僚の供述及び申立人の業務に関する具体的な記憶から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C出張所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間は申立人がA社D出張所から同社C出張所に異動した際に生じた欠落期間であり、オンライン記録では、同時期に異動した申立人を含む8人全てに同じ欠落期間が認められるところ、このうち、連絡が取れた5人の元同僚は、「申立人を記憶している。申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」としている上、前記5人のうち4人は、「申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と供述しており、給与明細書を所持する元同僚から提供された給与明細書の写しにより、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されている

ことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C出張所において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録により、A社C出張所は、昭和38年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかしながら、当該事業所の新規適用年月日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む8人は、37年8月1日に適用事業所に該当しなくなった同社D出張所において資格を喪失しているが、前記の複数の同僚の供述から、申立期間は同社C出張所に勤務していたことが認められることから、同社C出張所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間において、申立人を厚生年金保険に加入させ、申立てどおりの届出を社会保険事務所に行い、厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していた。」と回答しているものの、添付された書類からは、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、前記のとおり、A社C出張所は厚生年金保険の適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月20日から同年4月1日まで
昭和45年3月20日から同年4月1日まで厚生年金保険に加入していないことになっている。私は40年4月13日にA社に入社し、45年4月1日にC県にあった同社（現在は、B社）から、D県にあった同社（現在は、E社）本社に人事異動により転勤となった時期であり、会社に継続して勤務していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された在職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にC県にあった同社からD県にあった同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる関連資料は無いものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出の記載を誤ったと思われる。」としていることから、事業主が資格喪失日を昭和45年3月20日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月20日から同年4月1日まで
私の夫は既に亡くなっているが、昭和41年4月にA社に入社してから、平成22年に定年退職するまで継続して勤務しており、一度も退職していない。申立期間は、C県にあった同社（現在は、B社）から、D県にあった同社（現在は、E社）本社に異動した時期と思われるので、調査してほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

E社から提出された人事カード及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にC県にあった同社からD県にあった同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「確認できる関連資料は無いものの、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出の記載を誤ったと思われる。」とし

ていることから、事業主が資格喪失日を昭和45年3月20日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。